

# 生野区における市民活動団体の活動支援等事務補助業務 会計年度任用職員 募集要項

## 1 募集人数

1名

## 2 業務内容

地域まちづくり課における下記業務に従事する。

- (1) コミュニティ育成業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (2) 青少年健全育成業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (3) 生涯スポーツ業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (4) その他上記以外の一般事務にかかる事務補助、電話・窓口対応

## 3 任用期間

令和8年6月1日から令和8年11月30日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで)

## 4 応募資格

- (1) パソコン(Excel、Word等)の基本的な操作が出来る方
- (2) 基本的な電話や窓口での対応が出来る方
- (3) 地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方

### 《地方公務員法 第16条 抜粋》

#### (欠格条項)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

週4日・30時間(1日7時間30分勤務)

午前9時から午後5時15分(休憩時間45分含む)

※区主催行事の開催により、休日勤務となることがあります。(振替休日対応)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、  
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、月曜日から金曜日のうち本市が指定する日

(3) 勤務場所

大阪市生野区勝山南 3-1-19

大阪市生野区役所 地域まちづくり課

(4) 報酬等

報酬（月額）：176,436 円～196,620 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記のほかに期末勤勉手当、通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）  
が支給されます。

※上記報酬等は、給与改定等により変更されることがあります。

※勤務実績に基づき、原則当月 17 日に支給します。ただし、支給日が休日に該当す  
る場合はこの限りではありません。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：10日 付与期間：6月1日（任用日）～11月30日（任期満了日）
特別休暇	<b>【有給】</b> ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・出生サポート休暇（注1） ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・ドナー休暇 ・育児時間休暇・子の看護休暇（注1） ・短期介護休暇（注1）等 （注1）別途取得要件あり <b>【無給】</b> ・妊娠障害休暇 ・生理休暇
その他	部分休業制度、介護休暇等制度など（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法の規定が適用され、次に掲げる場合等に懲戒処分の対象となります。

ア 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、職務専念義務や信用失墜行為  
の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽があることが認

められた場合には、合格を取り消すことがあります。

## 6 申込方法

次の書類を持参または郵便等で送付してください。なお、送付の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

申し込み期間：令和8年4月20日（月曜日）から令和8年5月8日（金曜日）まで

### （1）申し込み方法と提出期限

ア 持参の場合：令和8年5月8日（金曜日）締め切り

（注）土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

イ 送付の場合：令和8年5月8日（金曜日）必着

※簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受付しません。

### （2）提出先

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3-1-19（大阪市生野区役所4階44番窓口）

大阪市生野区役所地域まちづくり課

※「地域まちづくり課会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に、下記の提出書類を封入してご提出ください。

#### 【提出書類】

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書（別紙1）……………1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。

イ 本市様式によるエントリーシート（別紙2）……………1通

ウ 申し立て書（別紙3）……………1通

エ 「受験案内」送付用封筒（定形長形3号）……………1通

※必ず宛先を記載のうえ、320円切手（特定記録210円＋定形110円）を貼付してください。

※切手の貼付がない場合は、受験案内の送付をしません。

ア～ウの必要書類は所定の様式に限ります。大阪市ホームページからダウンロードしていただくか、大阪市生野区役所地域まちづくり課4階44番窓口でも配付します。

大阪市ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000677248.html>

## 7 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については令和8年5月12日（火曜日）付けで、申込者本人宛に受験案内を特定記録郵便で送付する予定です。

なお、令和8年5月15日（金曜日）までに受験案内が届かない場合は、大阪市生野区役所地域まちづくり課までご連絡ください。

## 8 選考方法

次の2つの方法により得られた結果を総合的に勘案し、選考します。

### (1) 書類確認

申し込み時に提出されたエントリーシートに基づき、職務に対する適性、意欲等を確認します。

### (2) 口述（面接）試験

日 時：令和8年5月19日（火曜日） 午後1時30分集合

場 所：大阪市生野区役所 5階503会議室

※ただし、応募人数により、日時・場所について変更する場合があります。

詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。

## 9 合否について

結果の発表につきましては、合否にかかわらず郵便にて受験者本人宛に通知します。

なお、受験者本人以外にはお伝えできません。

通知が令和8年5月27日（水曜日）までに到着しない場合は、大阪市生野区役所地域まちづくり課までお問い合わせください。

合格者は、成績順に採用候補者登録名簿に登録し上位者より採用予定者とします。採用候補者登録名簿に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。採用候補者登録名簿の登録期間は、令和9年3月31日までです。

採用候補者登録名簿に登録されても、採用時期が令和8年6月1日以降になる場合や、採用されない場合があります。

## 10 その他

本採用試験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。また、提出された書類については、返却いたしません。

## 11 問合せ先

大阪市生野区役所地域まちづくり課

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

担当：川浪、長嶋

電話：06-6715-9734

## 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

#### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと